

【数 学 コ ー チ ャ ー】

プロA級規約

2006年4月

2014年1月 改正

公益財団法人 日本数学検定協会



公益財団法人

日本数学検定協会

数学コーチャー プロA級規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人日本数学検定協会（以下、日本数学検定協会という）の定款第4条第1号に掲げる検定事業の証明書発行に関する数学コーチャー制度で、数学の生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 数学コーチャープロA級（以下、コーチャーという）は、その目的に沿って、家庭教師、塾講師、または学校学習支援者等として活動を想定する。

2 コーチャーは、実用数学技能検定「数学検定」1級または準1級に合格し、日本数学検定協会が定める研修を受け一定の水準に達したのから、日本数学検定協会の顕彰評価委員会が承認した個人とする。

ただし、2013年以降は、数学コーチャープロB級に登録したものが、実用数学技能検定「数学検定」1級または準1級に合格し、日本数学検定協会が定める研修を受け、一定の水準に達したのから日本数学検定協会の顕彰評価委員会が承認した個人とする。

(審査・承認)

第3条 コーチャーの審査・承認については、日本数学検定協会の顕彰評価委員会がこれを行う。

2 コーチャーとして承認された場合、コーチャーがその活動を開始する前に必要事項を日本数学検定協会に登録しなければならない。

(登録内容)

第4条 コーチャーの登録内容は日本数学検定協会が管理する。その際、個人情報の扱いは、**第10条**に基づく。

(義務)

第5条 コーチャーは、家庭教師、塾講師、または学校学習支援者等として活動を行う場合、活動する場所及びその内容を事前に日本数学検定協会に電子メール等で通知すること。

2 コーチャーは、登録後1年めは年2回開催されるコーチャー研究発表会（以下、発表会という）に少なくとも1回出席することを必須とする。なお、登録後2年め以降の発表会の出席に関しては任意とする。

3 コーチャーは、学習支援活動等で得た情報を他に漏らしてはならない。

4 住所、電話番号、メールアドレス等申し込み時の登録の内容に変更が生じた時は、日本数学検定協会に電子メール等でその変更内容を速やかに届出ること。

5 コーチャーは、本規約を遵守すること。

6 コーチャーは、その活動内容について、資格の有効期間内に、独自のホームページや論文、各種研究会等で積極的に公表するように努めること。

(ライセンスカード)

第6条 日本数学検定協会は、登録したコーチャーに対し、ライセンスカード（以下、カードという）を付与する。また、カードは第7条、第8条及び第9条の期間満了時には、自動的にその効力を停止するものとする。

- 2 カードは、コーチャーが責任をもって管理し、第三者への賃貸、貸与、譲渡、販売をしてはならない。
- 3 コーチャーは、第2条の活動をする場合、カードを必ず携帯し提示すること。
- 4 カードを紛失した場合は、日本数学検定協会に遅滞なく連絡のうえ、再交付を受けなければならない。ただし、再交付にかかる費用はそのコーチャーの負担とする。
- 5 カードの使用に伴う損害の一切の責任はそのコーチャー自身がこれを負う。

(資格取り消し処分)

第7条 日本数学検定協会は、コーチャーが、以下の項目のいずれかに該当する場合は、事前に通知および勧告することなく、資格取り消し処分を行うことができる。尚、資格取り消し処分を受けたものは、カードを遅滞なく日本数学検定協会に返却しなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為等コーチャーとして不適切な行動をした場合
- (2) 申込書の記載事項に、虚偽または誤記がある場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 日本数学検定協会がコーチャーとして不適当と判断した場合
- (5) 更新費用が支払われない場合
- (6) 過去にコーチャー規約違反などにより、資格の取消が行われていることが判明した場合
- (7) コーチャーが第8条の審問に応じない場合

(賠償責任)

第8条 各コーチャー及び日本数学検定協会は、発生する諸問題について、協力してその解決にあたるようにしなければならない。

- 2 コーチャーが本規約に違反し、故意または重大な過失を犯す恐れがある場合、日本数学検定協会はコーチャーに審問する。また、コーチャーが故意または重大な過失により日本数学検定協会に損害を与えたとき、コーチャーはその損害につき賠償責任を負う。
- 3 この規約に関するトラブルから発生する訴訟については、日本数学検定協会の指定する裁判所で問題解決にあたる。

(資格の有効期間)

第9条 資格の有効期間は、コーチャー承認登録日から起算して5年間とする。

- 2 資格の更新を希望するコーチャーは、更新期間内に行われる更新手続きを遅滞なく行うこと。
- 3 更新手続きをしないものは自動的にコーチャーの資格は消失する。

(個人情報の収集・保有・利用・委託)

第10条 日本数学検定協会は、コーチャーの個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」の原則に基づき、必要な保護措置をとったうえで、次の目的のために利用する。尚、コーチャーの氏名、都道

府県及び活動内容について、公表する場合がある。

(1) コーチャーへの「数学検定」に関する情報の連絡及び通知

(2) コーチャーの資質向上のための研究活動や企画開発

2 日本数学検定協会は、第三者の業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲内でコーチャーの個人情報を委託する。この場合、日本数学検定協会は業務委託先に対し、個人情報に関する諸規定を遵守し、その管理を行う旨の契約条項を義務付ける。

(本規約の変更)

第 11 条 社会情勢その他諸般の状況の変化など、日本数学検定協会が相当の事由があると認めた場合は、日本数学検定協会がコーチャーに通知・告知することにより、本規約を変更することができる。

(細則)

第 12 条 細則は別に定めることができる。